

国土建第216号
平成29年9月26日

民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）の実施について

民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）については、平成29年7月25日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より貴団体宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、下請企業を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一員となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な担い手の確保・育成に向けた課題が生じていることを踏まえ、官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図ることを目的として行われたものです。

貴団体におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに同約款の実施について適切に対応されますよう、会員企業に対し、改めて周知をお願いいたします。

なお、同標準約款の改正を踏まえ、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号）等により、また請負代金内訳書については、「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について」（平成29年9月22日付け国地契第27号、国官技第145号、国営計第64号）により改正が行われており、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

○民間建設工事標準請負契約約款（甲） 新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

改正後（一部改正）	現 行
<p>（請負代金内訳書及び工程表）</p> <p>第四条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。</p> <p><u>2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p>	<p>（請負代金内訳書及び工程表）</p> <p>第四条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。</p> <p>（新設）</p>

○民間建設工事標準請負契約約款（乙） 新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

改正後（一部改正）	現 行
<p>（受注者）</p> <p>第二条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。</p> <p><u>2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p>	<p>（受注者）</p> <p>第二条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。</p> <p>（新設）</p>

○建設工事標準下請契約約款 新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正後 (一部改正)	現 行
<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。</p> <p><u>2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>(下請負人の解除権)</p> <p>第三十七条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十七条第一項の規定による工事の施工の中止期間が○を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後○月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>注 ただし書き以外の部分の○には、たとえば工期の二分の一の期間又は六カ月のいずれか短い期間を、ただし書きの○には、たとえば三と記入する。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。</p> <p>(新設)</p> <p>(下請負人の解除権)</p> <p>第三十七条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十七条第一項の規定による工事の施工の中止期間の○を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後○月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>注 ただし書き以外の部分の○には、たとえば工期の二分の一の期間又は六カ月のいずれか短い期間を、ただし書きの○には、たとえば三と記入する。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>